

第4回下野市上下水道料金審議会 議事録

審議会等名 令和6年度 下野市上下水道料金審議会
日 時 令和7年1月27日（月） 午後1時30分から3時30分まで
会 場 下野市役所 2階 201・202会議室
出席者 阪田和哉会長、澤野剛委員、高山芳三委員、稲田正幸委員、長光博委員、
大島義和委員、津野田久江委員、石嶋恵子委員、鈴木久美子委員、
海老原新子委員、伊藤陽一委員、松山裕委員、中村清委員、雨堤和子委員、
穴澤美智江委員
市側出席者 倉持都市建設部長、須賀上下水道課長、海老原主幹、大橋主査
（事務局）
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 2名
報道機関 なし
議事録（概要）作成年月日 令和7年1月27日

【協議事項等】

1 開会

（事務局）

皆さん、こんにちは。

海老原主幹

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
第3回目の審議会につきましては、多数のご意見等をいただきまして、
誠にありがとうございました。

今回は、第3回目に質問等ありました件に対する回答、及び今後の下水道事業のビジョン等についてご説明し、その上で、最終的な引き上げの率、金額などにつきまして、委員の皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、まず始めに、本日の出席者は15名でありますので、会議の成立要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

それでは只今より、第4回 下野市上下水道料金審議会を開会いたします。

2 議事

（事務局）

さっそく議事に入りたいと思います。

海老原主幹

議事進行につきましては、阪田会長よろしく願いいたします。

(阪田会長) 皆さん、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。
今回も本審議会の会議は、公開となっております。
議事録を公開するうえで、発言者の氏名を明記する都合がございますので、発言の際には最初に氏名をお申し出くださいますよう、よろしくお願いいたします。
では審議に入る前に、今回の会議録署名人を指名させていただきたいと思っております。
会議録署名人に指名された委員は、後日、事務局にて作成される会議録の内容を確認していただいて、内容に相違が無い場合は署名をお願いするものです。
それでは、本日の会議録署名人ですが、順番で石嶋 恵子委員と鈴木久美子委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 下野市下水道使用料の改定案について〈資料1〉

(阪田会長) それでは、これより議事に入ります。
(1) 下野市下水道使用料の改定案につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局) 議題(1) 下野市下水道使用料の改定案について、ご説明いたします。
海老原主幹 資料1をご覧ください。
今回の資料は、前回の審議会での意見や質問等についての回答になります。
まずは1枚めくっていただきまして、目次でございます。
大きな1番としまして、前回の審議会で質問等がありましたものに対する資料となります。
次の2番は、前回に掲載しました資料と同じものになります。
それでは、下の1ページをご覧ください。
まず、(1) 下水道事業の普及状況になります。
前回の審議会で、下水道の接続状況について、ご質問がありました。こちらにつきましては、第1回審議会資料にも掲載しておりましたので、再掲となります。
まず、公共下水道事業につきましては、令和5年度末時点において、普及率は82.6%であり、行政区域内人口に対して、使用開始することができる処理区域内人口の割合を表したものになります。次に水洗化率は88.0%となっております。処理区域内人口に対して、実際に接続開始

している水洗化人口の割合を表したものになります。

両数値につきましては、拡張工事を進捗させていることから、毎年度、数字は伸びている状況でございます。

2ページをお開きください。

農業集落排水事業の接続状況になります。

令和5年度末時点におきまして、水洗化率は98.7%でありまして、横ばいで推移しています。

接続人口は、令和3年度から5年度にかけて減少していますが、これは、農業集落排水処理区を、段階的に公共下水道へ接続しているためでありまして、令和4年度は柴南地区、令和5年度は柴南東部地区を公共下水道へ接続したことによるものであります。

3ページをご覧ください。

経営戦略による将来の見通しであります。

第2回の資料で経営戦略による見通しを掲載しましたが、純利益が判る収益的収支のみの掲載でありましたので、インフラ整備を表す資本的収支を追加して掲載しております。

まず、上半分の収益的収支の収入につきましては、

下水道使用料、営業収益に含まれていますが、今後10年は排水人口が微増となるため、横ばいを想定しております。

費用につきましては、現在の物価高騰がしばらく続く見通しとして微増となる見通しであり、差引である純利益は減少する見込みとなります。

表の下半分の資本的収支をご覧ください。

まず、資本的支出の建設改良費につきましては、令和7年度以降、約8億円前後で管渠等の整備を予定しております。こちらに対する財源としましては、国庫補助金及び企業債を想定しております。企業債につきましては、毎年度約3億円強とすることで、将来の返済を抑える計画となっております。

企業債の償還につきましては、35年ほど前に借入れました、高額及び高利率のものが順次完済していくため、毎年度減少する見込みとなっております。

なお、農業集落排水事業の整備に対して借入れた返済は、令和14年度ですべて完済する計画となっております。

老朽化した施設の更新につきましては、法定耐用年数を経過した施設を、すぐ更新するのではなく、ストックマネジメント実施方針に則り、修

繕・改築の優先順位を決定し、費用の平準化を行い、それに合わせて借金である企業債を抑えることで、経営を悪化させないよう努めて参ります。

4 ページをお開きください。

下水道使用料の徴収率になります。

前回、ご質問がありましたので、こちらが回答になります。

下水道使用料と水道料金の両方を掲載しました。

両事業ともに、毎年度約98%程度となっております。

集金の取り扱い状況につきましては、令和5年度末時点において、口座振替77.4%、納付書納付22.5%となっております。

未納付の方については、戸別訪問を行うほか、督促状、催告書、水道料金については、給水停止など対策を行うことで、徴収率の向上に努めております。

5 ページをご覧ください。

下野市下水道事業会計の課題であります。

こちらの5ページ以降は再度掲載しましたが、前回までの審議会で説明しているため、内容の説明は省略いたします。

前回の審議会におけるご意見の中で、「どの程度の料金改定をおこなうと何がどう変わるのかわからない」とありました。

こちらにつきましては、下水道事業会計で一番の課題は、独立採算が成り立っておらず、一般会計からの繰入金に依存していることであります。何か新しい事業を実施するために料金を値上げするということではなく、まずは、この繰入金を少しでも減らすことが最優先だと考えております。

また、「改定率をいくつにするべきかの拠り所が具体的でない、決定打に欠ける。」との意見もありました。

こちらにつきましては、3パターンの改定案を提案しているところですが、まず、15%の改定の場合は、使用料単価が国の基準を満たすことになりませんが、県内の平均改定率を若干下回る率であり、また、料金は市民生活に直結しているため、可能な限り改定率の低減化を図り、使用者の負担低減について考慮したものであること。

次に、20%の改定の場合は、使用料単価150円/m³を超える見込みとなり、国の基準を満たす結果になるため、改定率の根拠が明確であること。

次に、25%の改定は、改定率は一番高く市民にとっては厳しいところですが、こちらの場合ですと、資金的収入の基準外繰入金相当額を削減できる程度の使用料の増額が見込めること、との理由から3パターン用意し

たところであります。そうした中で、結果として、どれくらいの値上げであれば市民の方が納得できるかを、市民を代表する委員の皆様に決定していただければと事務局の方では考えております。

以上で議題（１）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

（阪田会長） 只今、事務局から説明していただきました内容について、何かご質問・確認等ありましたら、お願いいたします。

【質疑なし】

（石嶋委員） 諮問の趣旨は、独立採算が成り立っていない、一般会計に依存しているもので、一般会計からの繰入を少なくしたいというものですよね。そのためにいくりに値上げするのかということですが、一般会計繰入金には基準内繰入金と基準外繰入金の２つありますが、これがどのくらいなのか教えてください。補助率等の問題もあり、補助事業に関しては、これが基準内繰入金で賄われているのであるなら、今後も基準内繰入金で賄われると考えてもいいですか。または、今後は基準内繰入金も基準外繰入金も併せて、繰入金をゼロにしていく考えなのでしょうか。

（事務局） 一般会計からの繰入金に関しましては、第２回審議会資料 資料 2 13 ページに記載させていただいております。

基準外繰入金というものは、例えば、雨水負担金、雨水処理費のような下水道使用料で賄うべきでないものを総務省のルールとして、一般会計から繰り入れることができるようになっておりますので、下水道事業として、まず解消するものは基準外繰入金、こちらを将来にわたって、極端に言えば、ゼロにしたいというのが最終目標となっております。例えば、令和５年度の決算では、基準外繰入金は、４億６，２４５万５千円となっております。

基準内繰入金も合わせた繰入金総額は、約８億６千万円となっております。そのうち基準内繰入金は３億９千万円で、こちらは総務省のルールに基づく繰入金となっておりますので、減らしていくといった考えはございません。そのまま一般会計から繰入れするものとして扱います。基準外繰入金、約４億６千万円を将来にわたって減らしていく方向としたいというものです。

（石嶋委員） 基準外繰入金について、具体的な項目は何になりますか。

公共下水道事業の経費回収率では、汚水私費に関しては、クリアしていますよね。

(事務局) 公共下水道の経費回収率につきましては、汚水私費をクリアしてはおり
海老原主幹 ません。第2回審議会の時に説明いたしました。基準外繰入金の内訳に
つきましては、賄っていない汚水処理費や他の経費、減価償却費などや純
利益をつくらないと、資本的収支の方でインフラの整備を行うことができ
ません。どうしても純利益から内部留保資金、積立金をつくらないと事業
ができません。純利益を生み出すためにも、基準外繰入金が必要になって
います。

(石嶋委員) 一番初めに教えていただいたのは、雨水公費・汚水私費の原則があつた
と思います。令和4年度決算資料で、経費回収率を確認しますと、公共下
水道事業は120%、特定環境保全公共下水道事業は66%、集落排水事業
が45%であつたと思います。公共下水道事業は、令和4年度決算では汚
水私費の原則を達成されていますよね。

(事務局) 令和4年度決算では達成していますが、令和5年度決算では達成してい
海老原主幹 ません。

(石嶋委員) そうしますと、令和5年度になって、いきなり120%程度であつた経費
回収率が、一挙に100%をきってしまったというのは、農業集落排水事業
を接続して会計を統合したということに寄りますよね。

(事務局) お見込みのとおりです。
海老原主幹

(稲田委員) ご説明された資料の1.(3)3ページの経営戦略による将来の見通し
については、今回改定率が何%かを想定して作成された資料なのでしょうか。

(事務局) 料金の増加分はこの表には含まれておりません。
海老原主幹

(中村委員) 150円/m³という国の基準がありますが、これを満たした時は交付税
措置の対象となるということでよろしいですか。対象となる場合、どのよ
うなメリットがあるのですか。

(事務局) 年によって、バラつきがございますが、100万円ほどの交付税分の収
海老原主幹 入がございます。

メリットというよりは、独立採算が成り立っていない事業については、
それ以上(150円/m³)に上げる努力をなさないとされていますので、
最低限クリアできるようにしたいということです。

(中村委員) そうすると、今の話だと、20%以上でないとダメということですか。

(事務局) お見込みのとおりです。

海老原主幹

(石嶋委員) 農業集落排水事業の工事の接続(統合)は、順次行われていて、まだ接続が完了しているわけではありませんので、そうなると、この経費回収率は年々下がる可能性がありますか。これは使用料をどう考えるかの基礎となりますので、お答えください。

(事務局) 農業集落排水事業は、公共下水道事業へ切り替えとなり、最終的には、市全体が公共下水道事業となります。

海老原主幹

令和4年度の公共下水道事業における経費回収率は100%を超えています。独立採算が成り立っておりませんので、100%以上になる見込みはありません。

(石嶋委員) 農業集落排水事業を公共下水道事業へ会計統合したというわけですね。接続工事をするのと、会計を統合することと2つありますが、どのように行われるのでしょうか。

(事務局) 第1回審議会の資料の中でご説明いたしました。資料2の15ページ農業集落排水施設8地区の中で既に2地区が接続完了しております。こちらは、接続工事と会計統合どちらもです。残り6つの地区につきましては、流域下水道に接続するための工事を行って完全に繋ぎ終わってから、翌年度に新しい公共下水道の経費として処理が始まります。

海老原主幹

(石嶋委員) ということは、経費回収率は回復することはない、心配な状況が続くということですね。

もともと、農業集落排水事業の導入は農村の環境を守るために必要なことでしたが、人口密度や距離などにより公共下水道に繋がられない事情もあったと思います。公共下水道に合うような地域とは異なる環境において公共下水道の整備が行われるということは、政策の転換ですね。政策の転換によって生じた負担を今までの利用者が被ることについて、どう考えるのでしょうか。

農村の環境を守っていくことも市としてやっていかななくてはならないことで、今まで市税をある程度投入していたと思います。それをいきなり公共下水道に繋いだので独立採算ですというふうに、いちどきにはならないと考えます。

前回、どの程度値上げしたら独立採算が成り立つのかという質問に対して7割増との回答があり、市としてもそれは改定をお願いできる数字ではないとのことでした。この料金の見直しを、どこを目標にして数字を上げるのかよくわからない。最終的に、抱えている問題を市民に周知しないと、理解を得るのが難しいのではないかと思います。

令和15年で農業集落排水事業の起債の償還が終わるとの話でしたが、また新たに起債をしながら工事を進めていくことになると思いますが、その利子についても料金見直しの基準外支出ということになるのでしょうか。

(事務局)
海老原主幹

最初に話がありました、農業集落排水事業についてですが、第2回目の資料でご説明しましたが、農業集落排水を公共下水道に繋ぐということは、将来のコストを削減するために行うことです。

自前のクリーンセンターで汚水の処理をしているとコストは割高になりますし、老朽化による建替えなどにまた費用がかかってしまうことを考えますと、公共下水道事業(流域)に接続する方が将来的に安価に済むというところがございます。

基準外繰入金に支払利息等が含まれているかにつきましては、いくら含まれているという話ではなく、不足分に対して基準外繰入れを行っていませんので、補填はされている状況でございます。

(石嶋委員)

しばらく基準外繰入れを続けていただきたいと思います。

今すぐに独立採算をとれるような話ではないという説明はいただいています。市税を投入せずに成り立つような事業なのかというのを強く思っています。

令和4年度決算書を見ると職員の人件費も出ていると思いますが、専門性の高い分野なので、職員の人件費については一般会計で措置して安心して働いてもらいたいと思っています。また、報償費300万円足らずで2名の期間任用職員が働いているようですが、年間150万円では暮らせません。長く技術職で働いてきた方の知識や技術を伝えきれないのではないかと思います。専門知識が軽んじられているのではないのでしょうか。

継続的な事業を続けていくために先んじて考えていくこと、それができない組織になってしまったとしたら、民営化することになってしまうのでしょうか。

そうすると、市民の声が届かなくなるのではと思います。上水道と下水道担当職員の人件費の確保について市民の税金の中で予算化して、知識を生かし住民のために働いてもらいたいと、個人的には考えています。

(事務局)
海老原主幹

人件費につきましては、事業費不足分に基準外繰入金が入っていますので、実際に基準外繰入金が充てられています。

人件費は総務省の繰出し基準に則っていないので、基準内繰出し金として取り扱うことはできないため、基準外繰入金を充てる対応となっています。

(阪田会長)

他にご質問、ご確認事項があればお願いします。

(中村委員)

上下水道は生活のインフラですので、必要なものでありますが、これらを今後も持続可能な状況にするために、経営や設備維持も含めて持続可能な状況にしていくことが必要だと思います。

そのためには、ゴールは何なのか。補填をなくす状態がゴールなのか、または別のゴールがあるのか。そういったものを分かったうえで、今回は何%上げましようとなるが、それが分からないので見える化してもらいたかった。

今回は無理だとしても、市民に説明するときに、これをするためにこれだけ上げるということが分かりやすいように作ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

(事務局)
海老原主幹

まず下水道事業としまして、一番大切なことは使用料を貰って維持経費を払いつつ、工事も行い拡張を進めていくことです。それを行う中で、どうしても資金が足らず一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないところでございます。

まず大事なのは、一般会計からお金を貰ってでもきちんとした経営をしていくことだと思っております。経営ができた中で、一般会計のお金を減らしていくということであれば、どうしても料金収入を上げるしかないというところです。

先程の説明の中でもお話しさせていただきましたが、25%を超える改定率というものは、一度に改定するには市民の理解を得られ難いと考えております。

その中で市民のために負担軽減を図り、また、国の基準として挙げられた使用料単価をクリアできるパターンとして15%・20%を設け、25%という一番高い改定率で資本的収入の基準外繰入金相当額を削減できる程度の使用料の増額が見込めるパターンを挙げさせていただいたところです。

水道事業のように独立採算が成り立っている中で料金改定をお願いするのであれば、このくらいの改定率でないと経営が成り立たないという説

明ができるのですが、下水道事業の場合は70%の増額を示すことになり、それはなかなかできないので先程の改定案を提示したところです。

(中村委員) 今回は水道の方は入っていませんが、同じような経営状況だと思うので、それを合わせると約倍ぐらいには上がってしまう訳ですよ。

下水道使用料を20%上げたとしたら、もし上げるとしたら水道料金も20%上げてということを考えてみると、負担が大きくなるのは確かです。

ただ、上下水道の維持というのはどうしても必要なことで、負担するのはやぶさかではないと思っているので、スケジュールも含めてどのようにして上げていくのか情報をオープンにした方が市民も納得すると思います。

(事務局)
海老原主幹 まだ決定ではないのですが、次回の経営戦略は令和9年度までに改定しなければなりません。

改定をすれば、料金不足が一つの懸案事項として挙がってきて、料金改定の話が出てくるだろうと考えています。そこで一度改定し、またその3～5年後の経営戦略改定で料金についても都度議論していくことになると思います。

そういった段階を踏んで、一般会計からの繰出しを減らしていこうと考えています。

(中村委員) 段階を踏むのはわかりましたが、ゴールはやっぱり示してほしい。ここまでもっていくというのがないと、いつまで上げるのかという話になってきますので。

(事務局)
海老原主幹 今のお話は、期限の話でしょうか。

(中村委員) 期限もそうですが、最終的な料金の話です。
細かいものではなくてよいので、大枠で示してほしいと思います。

(阪田会長) 今後の経営戦略の見直しもありますので、その際に今日の質問や議論にもありましたとおり、独立採算が一つの原則ではありますが、それを必ず成し遂げなければならないという理屈がおおるのかという話もありました。

受益者負担という部分も、市民全員が下水道を繋いでいるわけではないので公平性という部分もあると思います。

一方で、市街地と郊外の方での人口密度の違いもどうなのかという話で、エリアごとに採算をとるという話になるのか、受益者負担とか独立採

算ということを突き詰めればそうなのかもしれないけれど、同じ市内に暮らす者の公平性というのもあると思います。

どこまで利用者の支払いによって運営して、どの部分を市の財政で面倒をみていくかのバランスというのは、おそらく答えはなかなかないと思いますが、これから将来の経営戦略を議論する中でどのあたりがよいところなのか、市の財政や市民の生活の状況などを含めて考えていくべきことだと思いますので、随時見直されながらそれとセットで料金もどうするかという話がでてくるものと理解しています。そういう形で進められれば良いのかなと思います。

他はいかがでしょうか。

(稲田委員) 今回冒頭で説明いただいた内容で、基準外繰入金部分をまずは何とかしたいという、言ってしまうと低い目標で検討していくのでご理解くださいと受け取りました。

私が以前から言っているのは、企業債の返済が莫大な額を抱えていて、それを少しでも減らさないと自転車操業になって大変なことになるところだったのですが、それは今回は見送って何とか現在のところをまずは解決したい、企業債の返済については今後の展開として考えていきたいのかなというふうに理解をしたのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

(事務局) 企業債の償還につきましては、今回の資料3ページにも記載させていただきましたが、今6億円以上のものを返済しているところですが、建設改良費の平準化を図り借り入れも抑えていく中で、返済する償還金は3億円強になるように減らしていく計画をしております。

(稲田委員) 改定率が25%になったときは、もっと減るイメージでよろしいのでしょうか。

(事務局) 企業債償還につきましては、25%になったからといって償還が早く進むというわけではないので、ここは変わりません。多く借りなければ変わっていくということです。

25%が採用されれば、その分一般会計から繰入れる金額を減らせるということです。

(石嶋委員) 今の話を聞いていて、どこまで基準外繰入金を縮小しようとしているのか考えてしまいます。

結局、順調にやっていた公共下水道の使用者にまで負担を広げ、ここ数年でようやく公共下水道に接続した、これまで全て自前で処理をしていた

人たちは、接続することによって今までよりも高くなるという矛盾もあるわけですね。

あまり気が付かせたくないようですね。公共下水道を使っている人たちは気づいていないかもしれませんが、今まで浄化槽を使っていた者の立場からすれば、合併浄化槽に切り替えていくことも一つ大きな仕事の内側に置いてほしいと思うわけですね。

(事務局)
海老原主幹

まず、下水道使用料につきましては、公共下水道事業も農業集落排水事業も同じ料金で徴収しています。

農業集落排水事業側の負担を肩代わりするということではなくて、市全体で資金が不足しているため一般会計から繰入れをしているので、公共下水道事業の経費回収率が100%を超えていても、一般会計からの繰入金がないと成り立たない状況ですね。

全体で考えていただきたい。

(石嶋委員)

今はそうなってしまったということですね。

それまでは別々で、公営企業会計になったことによって一緒になったということですね。

公共下水道に入ったことによって、農集排の方に繰入れていた基準外繰入金が縮小していく。要するに、収入は同じだけれど料金を引き上げれば皆で助かるという考え方ではないのですか。

(事務局)
須賀課長

現状は3つ、公共・特環・農集とありますが、今回の資料としましてはその3つを足したことによってどれだけの基準外繰入で賄えると、下水道事業が運営していけるのかという部分での話になりますが、料金は3つの事業全てで同じです。

今回の料金収入が上がることによって、一般会計からの基準外繰入れというのは削減できるのですが、これも3つの事業隔てなくどの事業にも基準外繰入として一般会計からいただいていたものを、使用者の負担をいただきながら軽減していこう、ゆくゆくは独立採算でいければよいと、基準外繰入をいきなり0にするのではなく、経営戦略の見直しをしながら段階的な措置として料金体系の在り方を考え、また将来的に人口の減少が推定される中で施設は現状を維持しなければならないものですから、快適に身近なものとしてお使いいただくために、今回の料金改定という話になっております。

(石嶋委員)

農集排で現在行っている工事は、流域下水道に繋ぐものですね。

本体の工事の県の持出しや、枝を伸ばして接続しようとしている分の補

助について、国はどの様に補助しているのでしょうか。

(事務局)
須賀課長

国の補助金につきましては、補助対象となる事業の基準がありまして、例えば、污水管を入れるとするならば、1日に2 t以上の排水がある場合には補助の対象となり、それ以下の排水ですと補助の対象とならず単独で整備しなければなりません。

補助で整備する場合には、金額の2分の1、1千万かかるとすれば500万は国からの財政援助ということで補助金をいただけるような仕組みで進めています。

(石嶋委員)

人口が少ないから農集排でやっているのに、2 t以上の排水でないと、というのは無茶ではないでしょうか。

(事務局)
須賀課長

農集排のことであれば、全て2 t以上の管になりますので、補助事業で繋ぎ替えを行っております。

(石嶋委員)

上古山で公共下水道の工事が始まるようですが、それは補助事業の中でできるということですね。

(事務局)
須賀課長

末端の管となりますので、当然単独で整備しなければならない部分も出てきます。

(石嶋委員)

そういう中で、いつも排水が良くない道路があって、子どもたちの通学时雨が降ると足元が汚れて大変なので排水をつけてほしいという要望を毎年出していましたが、通学路を変更する方向での話になってしまい、変更しました。

公共下水道が整備された時には、この工場の排水は接続するのでしょうか。

(事務局)
須賀課長

工場の排水を下水の方で受け入れる場合には、受け入れが可能な水質の基準を設けています。

基準を満たさない場合には、除外装置で有害な物質を事前に取り除いてもらってから下水の方に繋いでいただきます。

下水の方では微生物が分解できないものについては流せないということで、事前に相談を受けて、繋ぐことができるかできないかを明確に回答しているところです。

(石嶋委員)

もう1点お伺いします。その先に陸上自衛隊がありますが、新川に排水

していますが、水質は大丈夫なのでしょうか。

(事務局) 防衛省の管轄になりますので、基地の中の排水がどうなっているかというのは市のほうでは把握してございません。

(阪田会長) 他にはいかがでしょうか。

(長委員) 資料5ページについて、独立採算でやるとこれだけかかる、その場合皆さんの下水道料金(受益者負担金)はこのくらいかかる、こういったものを出して、施設の維持管理にはどのくらいかかる、人口減少や水道水利用の減少なども含めると、どうしても70%アップの料金がこのくらいになる。これだけかかるが、一般会計から繰入れなどをしたうえで25%まで上げたい、というふうにしないとぼやけた説明になってしまうのではないかと思います。

そのあたりの説明をして、公共下水道の維持費なども含めた説明をしないと、お金はどこに使われているのだろうかとかたちになってしまうと思うので、審議の本題に沿って説明をしたり質問をしたりして審議をした方が良くと思います。

(阪田会長) 現状かかっている様々な費用について、費目が具体的にわかりやすくなっていると、これは本当に必要なのかということを含めて議論がしやすいということですね。

(長委員) 人口密度の高い場所は受益者負担金が少なくて済み、人口密度の低いところは受益者負担金が高くなってしまいますね。

そういった部分も均して料金を決めるわけですから、施設の維持費とか管理費というものもある程度表に出したうえで、これだけ上げたいという説明をしないとぼやけてしまうと思います。

(事務局) 率につきまして、提案させていただいた理由についてはご説明させていただいたとおり、25%を超えるものは一度に上げるのは厳しいところがあるので、まずは市民の負担軽減を考慮した15%、国の基準をクリアできる20%、資本の方の基準外繰入額を減らせる相当額の25%を提案したところです。

(阪田会長) 下水道の整備、維持管理、汚水処理といったところに様々な費用がかかる中で、収入として入ってくるものもありつつ、足りない部分を一般会計から入れてもらっている。必要なものは市の方で精査はしていると思います

が、その内容の具体的なものがこの会議の中で見えにくいということかと思えます。

(事務局)
海老原主幹

一般会計とは違って、入るお金と出るお金がイコールではなく、必ず純利益を生み出してその利益で積立金を作り上げています。それをもとに、管などの整備を行っています。

純利益を生み出して、留保資金を成形させないと事業が収益と資本で回っていかないので、実際に何に使っているからこれだけということが単純に言えるものではないところも一部ございます。

(阪田会長)

将来の備えという部分で積立金がないと、下水道事業を維持管理していく、あるいは設備を更新していくことができなくなる恐れがあり、そこはある程度減りすぎないようにしていく必要があるということですね。

一方で、一般会計の方に湯水のようにお金を出してもらうわけにもいかないので、できるだけ繰入れする分を少なくしてほしいということだと思います。

その中で、受益者の方にも少しご負担をいただきたいということで、こうして議論をしているところですが、実際の費用の中身がどのように使われているのか、どのくらいしっかり精査した成果なのか資料からだと見えないのかなと思います。

様々な調整を日々行い続けていると思いますので、その結果が出ているものと認識はしています。

他にご質問はいかがでしょうか。

それではこの後、改定率について決を採らせていただいて、いくらにするのかという方針に対しての決定をしたいと考えております。

事務局からの説明、皆様からのご意見等を踏まえまして、整理しながら決を採っていきたいと思います。

まず、下水道事業は独立採算が原則であって、現状では一般会計からの繰入金に頼っている状況であるというところでした。

完全に独立採算まで持っていくというのではなくて、少しでも改善したいというところです。

下水道使用料を改定することによって、一般会計からの基準外繰入れを少しでも減らしていきたいというところです。

もう一つは、国が示している1 m³当たり150円という使用料単価を満たすかどうかというところがございます。

下水道整備のための経費をできるだけ平準化していき、企業債の償還が雪だるま式にならないようしっかり管理できるようにしていくことが重要と認識し、その見通しが示されているところです。この見通しの中にも基準外繰入金がかなりの金額入っており、今後も続いていくような状況となっています。

今後も経営戦略を見直す中で、受益者負担との兼ね合いも含めて、一般会計からの基準外繰入れをまずどうするのかを継続的に検討していかなければならないことと思います。

今回示されている15%、20%、25%の3つの案がありますが、15%でも高いのではというご意見や、25%を超える改定がなされるべきではないかのご意見もあるかもしれません。

ただ、実際に下水道を利用している市民の感情を考えると、25%、30%、35%、70%という値上げは受け入れ難いところもあるだろうと思います。

委員の皆様の意見も大事ですので、示されている3つの案の中から決を採って決定したいと思っておりますがそれはちょっとというご意見がある場合は、今お伺いしたいのですがいかがでしょうか。

(伊藤委員) 今日話に出ませんでしたでしたが、前回、前々回で、次世代の負担を増やすのか減らすのかという話があったと思いますが、それを頭に入れてもらって、そのうえで決を採っていただければと思います。

(津野田委員) 3つの案の中からということですが、20%以降にした場合は総務省基準を満たすという話でしたが、経営戦略を令和9年までに見直すとなると、15%にすると2、3年後にはまた上げなくてはいけないと思います。

今回、金額は高くなるかもしれないし、県内で4番目に高くなるかもしれないけれど、下野市としてはこういうふうにやりたいということで、25%に上げていた方が良いのではないかと思います。

それが難しいのであれば、段階的に上げていくという話もありましたので、それも踏まえながら変えていただけたら良いのかなと思います。

(長委員) 定期的にこういった審議を行うのか、また十数年後まで審議をしないのか、そういう条件の違いによって変わるとは思いますがどうでしょうか。

(事務局) 今回、15%でも20%でも25%でも、一般会計の基準外繰入金が0海老原主幹になることはありません。

そうしますと、経営戦略の改定を行う中で、実際に料金改定を実施する・しないは別として、検討は必ず必要になってきます。

おそらく、令和9年の結果を受けて今一度このような審議会を設けるかどうかの話は出てくると思います。

ですので、どれが正解という話ではなく、市民を代表する皆様ですので、色々な考えをお持ちかと思っておりますので、どこが一番多い意見なのかということをお聞きしてもよいのかなと、事務局でも考えております。

(阪田会長) 他にはいかがでしょうか。

それでは、15%、20%、25%の3つの改定案の中から決定していると思います。

審議会の議決のルールについて確認です。

下野市上下水道料金審議会条例の第5条第3項に基づきますと、出席委員の過半数で決するという事になっております。

可否同数の場合は会長が決するという事になっております。

本日は私を含めて、15名全員出席しております。

会長を含む15名での投票となりますので、過半数8名以上で決定となります。

ご自身の思いを出しやすいよう、無記名投票でよろしいでしょうか。

(委員) 賛成

(阪田会長) ありがとうございます。

それでは無記名ということで、投票を行いたいと思います。

3つの案の中で、ご自身が適切だと判断したものに投票していただければと思います。

それでは、事務局の方で投票用紙を配布してください。

記入後に事務局の方で回収していただき、事務局員2名以上で確認して結果を私(会長)に伝えてください。

それでは集計をしますので、15時まで休憩とします。

(事務局) (集計)

(阪田会長) 皆様お揃いですので、再開したいと思います。
開票結果が届きました。

15%改定案が2票、20%の改定案が4票、25%の改定案が9票でした。

25%の9票というのが過半数に達していますので、改定率25%の案に決定いたしました。

ありがとうございました。

その結果を受けまして、前回説明があったと思いますが、湯屋と臨時用の料金改定についても、同じく25%の料金改定ということによろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(阪田会長) ありがとうございます。

井戸水を使用されている方の認定水量につきまして、こちらの継続も問題ないでしょうか。

(委員) 異議なし

(阪田会長) ありがとうございます。

それでは、答申案につきましても審議を行いたいと思います。

事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) それでは、答申書につきまして、ご説明いたします。

大橋主査 内容につきましては、文章によるものが大半でありますので、読み上げさせていただきます。

まず、1枚開いていただきまして、答申書の表紙になります。

次の1ページをお開きください。

こちらは内容を読み上げさせていただきます。

1 はじめに

本市の下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的として、市内全体を公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の3つの事業区域に分けて整備を行ってきました。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業は、宇都宮市、下野市、上三川町の2市1町の下水を処理する鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）に関連付けられています。

各市町が共有で使用する管渠や処理場は栃木県管理となり、末端の管

渠を各市町が管理しているところです。このうち市街化区域を中心とした区域を公共下水道事業、それ以外の区域を特定環境保全公共下水道事業としているとことです。

公共下水道事業は昭和62年度、特定環境保全公共下水道事業は平成11年度に供用を開始しております。その後、数度の変更認可を得て、現在の下野市における全体計画区域面積1,446.0haのうち、令和5年度末には整備済面積が1,148.6haまで事業が進捗しており、下水道整備率は79.4%となりました。

農業集落排水事業では、農村集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水処理と農業用水路の水質保全を目的に、平成元年度から工事に着手し、平成14年度の事業完了までに8処理区で380.0haの整備を行いました。

下水道事業の運営においては、本市では令和元年度に地方公営企業法を全部適用し、これまでの現金主義とする官公庁会計から発生主義とする企業会計へ移行したことで、独立採算の原則に基づき、使用者より納めていただく下水道使用料を基本とする運営に移行しているところです。

しかしながら、現状、使用料収入だけでは事業運営できず、一般会計から基準外繰入金による多額の補助を受けており、その補助を無くすことを求められているところです。

さらに、節水思考や人口減少に伴う水需要の減少、物価高騰による施設維持管理費の増加、施設・設備の老朽化対策に要する費用の増加など、下水道事業を取り巻く環境は、今後一層厳しさを増すことが想定されているところです。

本審議会では、このような状況を踏まえ、将来にわたって安定的に経営し、経営の健全化を図るため、令和6年8月30日付け下企第36号で下野市長より「下水道使用料の見直しについて」の諮問を受け、4回にわたり慎重に審議・検討を重ねてきた結果、次のとおりの結論となったので、ここに答申するものです。

次に2ページをお開きください。

下水道使用料の見直しについての内容となります。

また読み上げさせていただきます。

2 下水道使用料の見直しについて

先に述べたとおり、本市下水道事業を取り巻く環境は厳しく、今後この傾向は続くことが見込まれており、現在、物価高騰による市民生活や企業活動へ影響が生じている状況ではございますが、公営企業経営の原則及

び経営戦略における今後の投資・財政計画を踏まえ適正な使用料について審議した結果、使用料の改定が必要と判断するところです。

(1) 下水道事業の現状と課題

本市の下水道使用料は、平成23年6月に改定してから、13年が経過しています。

現在の下水道使用料単価は124円/m³であり、国の方針とする使用料単価150円/m³を下回っていることから、改善が求められています。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制の原則が適用されており、市ではこれまでも経費削減に取り組んできましたが、現在の下水道使用料体系では、汚水処理に係る経費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計からの多額の補助を受けることによって、下水道経営が維持されている状況でございます。

下表のとおり、一般会計からの補助（基準外繰入金）は、令和5年度において約4億6千万円であり、毎年、同程度の基準外繰入金を受け入れてきました。

このように下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金も投入されることから、市民負担の公平性の観点より基準外繰入金の削減に努めるべきであるということです。

(2) 適正な使用料単価

本市の使用料単価は124円/m³（令和5年度決算）であります。

平成23年の料金改定にて、市内下水道使用料は公共下水道事業、農業集落排水事業ともに統一されておりますため、国の示す最低限使用者が負担すべき使用料単価150円/m³とすることで、早期に基準外繰入金を削減することを目標と考えています。

3ページをお開きください。

下水道使用料の改定率につきましては、上記目標を達し、経営の安定化に資するため、令和5年度決算より試算して、20%程度の引き上げが必要と考えられます。

ただし、基準外繰入金約4億6千万円をすべて解消するためには、約70%の改定が必要となりますが、これを一度に増額をすると急激な負担増となり、市民生活や企業活動に大きな影響を与えるため、段階を経ていく必要があります。

同県他市町の改定率と比較しても、平均改定率が19%程度であることを鑑みれば、市民感情へのインパクトを考慮しても最大25%の引き上げ

が限度であると考え、15%、20%、25%の3つの引き上げパターン案を作成し、改定案として調査検討いたしました。

令和9年度までに経営戦略を見直す予定であり、今後の経営状況、社会情勢、物価状況の動向を注視して、料金改定については、段階的に見直す必要があります。

また、公衆浴場用の料金につきましては、現在、対象となる施設はありませんが、今後、下水道へ接続する可能性もあることから、一般との整合性を図るためにも、一般用と同程度の改定率を採用した料金の改定が望ましいと判断されました。

臨時用の料金につきましても、同様に一般用と同程度の改定率を採用した料金の改定が望ましいと判断されます。

(3) 使用料体系

下水道使用料の体系につきましては、運営に要する固定的経費を広く負担いただくことが適当であるため、現行のとおり基本使用料と従量使用料の二部使用料制とします。

平成23年度に改定した現行の使用料体系が高齢者や単身世帯などの小水量使用者及び節水型使用者に配慮していることや市民に十分に浸透していることから、今回の改定では、現行の使用料体系を維持することで、基本使用料単価と従量使用料単価を全て一律改定することが適当であるとして意見をまとめました。

(4) 改定率、増額見込み額

こちらは今回の審議で、25%ということになります。

基準外繰入金約4億6千万円をすべて解消するためには約70%の改定が必要となりますが、今回の改定では、基準外繰入金の抑制を図るため、これを一度に解消するのではなく、市民生活や企業活動に大きな影響を与えるため、第1段階として、25%の引き上げとします。

増額見込み額につきましては、令和5年度調定実績に基づき試算しますと、約1億8千万円（税抜）となります。

令和9年度までの経営戦略の見直しにおきまして、下水道使用料の見直しを併せて再検討し、基準外繰入金のさらなる削減に努める必要がありますが、市は、経費削減を図るなど現行よりも下水道事業経営の合理化を図り、引き続き最善の経営努力を行うことを要望いたします。

次に使用料体系の比較とありますが、上の表が現行の使用料体系となりまして、下の表が答申として税抜で25%ほど改定したものとなります。

続きまして5ページをお開きください。

こちらは料金表としまして、現行と改定案の比較表となっております。先程の表を2つ見比べて、どれだけ増加するのかということを表した表となります。

続きましてその下の表ですが、汚水量別使用料（一般用）のこちらも比較表となりまして、汚水量ごとにどれだけ料金が上がったかを比較した表となります。

こちらも税抜で表示してあります。

続きまして6ページでございます。

3 附帯意見

(1) 経営状態の把握と検証、改善の継続

今回の使用料改定による収支の改善は、経営戦略に掲げられた事業計画が着実に実施されることが前提であります。そのため、的確に経営状況を把握するとともに検証と評価、必要な見直しを適宜行い、また、将来世代への負担の抑制を考慮するとともに更なる経営の健全化を図られますようということであります。

(2) 使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、市民と相互理解を図ることが重要であります。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解を得られるよう、情報を公開し周知に努めることとなります。

4 結び

本審議会では、本市下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、下水道使用料の適正化について慎重な審議を重ね、基本的な方向性を示しました。

下水道事業は、重要な社会資本という公共的側面を有する一方、受益者からの料金によって賄われるべき事業であり、効率的な経営によって住民福祉に寄与すべきもので、可能な限り経済性を追及すべき事業といえます。

本市においても、その運営に当たって、積極的に民間委託や建設・維持管理コスト縮減等に取り組んでおりますが、今後も、事務事業の合理化に努め、市民負担を極力軽減するために、可能な限り経費の抑制を図る必要があります。

最後に、下水道事業の円滑な運営には、市民及び事業者の理解と協力が不可欠であり、平素から市民の視点に立った事業を推進するとともに、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、その責務を果たすことを期待するものであります。

7ページは、第1回で市長より意見を求めた諮問書の写しとなります。

8ページは審議委員名簿となります。

9ページは第1回からの審議過程となります。

10ページ以降は、上下水道料金審議会条例を添付したものととなります。

続きまして、今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

まず、答申が得られましたら、市長へ報告をいたします。ただし、この報告では料金改定にはなりません。

次に、下水道使用料金を定めております、下野市下水道条例を改正する条例を、令和7年6月の議会定例会に諮ります。

議会での採択をもって、市民への周知期間を経まして料金改定となります。

また、市民への周知につきましては、市HP、広報紙、検針票への記載、チラシの配布等を想定しています。

以上で答申書の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(阪田会長) ありがとうございました。

事務局から説明がありました答申案、今後のスケジュールについてご質問・ご意見などがありましたらお願いします。

(津野田委員) 令和7年6月に条例改正をした後周知をして、実際にいつ頃から新たな料金になるのでしょうか。

(事務局)
海老原主幹 現在想定をしておりますのは、半年間の周知期間を設けまして、令和8年1月の改定を目標としております。

2ヵ月に1回の検針・徴収となっておりますので、実際皆様の料金が改定となるのは、令和8年2月分から変更後の料金となる予定です。

(阪田会長) 先程投票いただき、結果的に25%が9名で過半数でしたが、6名の方

は違う意見だったという現実があります。

その情報というのは、この答申に載せなくてよいものなのでしょうか。

(事務局)
大橋主査 答申書の意見としては、今回決まった25%という改定案で作らせていただき、票数については今回の議事録の中に記載させていただこうと思っております。

(阪田会長) 答申としては、結論だけをお伝えする形になっていて、審議の中でどうい
う意見が出ていたかについては議事録の方で確認していただくということですね。

この内容でよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(阪田会長) ありがとうございます。
では、この案のとおり答申とさせていただきます。

只今をもちまして、審議会におけるすべての議事が終了いたしました。
委員の皆様のおかげで、任務を遂行することができました。
ご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

ここで、わたくしの進行は終了となりますので、事務局へお返しします。

4 閉会

(事務局)
海老原主幹 以上をもちまして、下水道使用料改定における、下野市上下水道料金
審議会のすべての議事が終了となりました。
ありがとうございました。

(事務局)
倉持部長 都市建設部長の倉持でございます。私から一言、感謝を申し上げます。
本日は大変ご苦勞様でございました。
また長期間にわたり、大事な審議をいただきまして感謝申し上げます。
ありがとうございます。
審議の内容につきまして、答申書まで全てできましたことに感謝の限り
でございます。

料金の改定にはあと1年近くかかってしまいますが、委員の方々には改定まで見守っていただければと思います。

また、4回の審議会の中で料金だけでなく、水道・下水道事業への貴重な意見をいただきました。これにつきましては、真摯に受け止め今後の業務に役立てていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日で審議会は終了となりますが、今後また行政の運営にご協力いただけますと幸いです。

長期間にわたりまして、本当にありがとうございました。